

## 社会福祉法人函館恵愛会 役員報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人函館恵愛会（以下「法人」という）の評議員、理事、監事（以下「役員等」という）の報酬に関する事項を定めることを目的とする。

(理事長及び副理事長の報酬等の支給)

第2条 理事長及び副理事長について、専任の者には報酬を支給する。

(理事長及び副理事長の報酬等の算定方法)

第3条 理事長及び副理事長に対する報酬等の額については以下の報酬を支給する。

専任の理事長	月額	300,000円
専任の副理事長	月額	250,000円

(非常勤役員等の報酬等の支給)

第4条 理事長及び副理事長を除く非常勤役員等については、報酬を支給しないものとする

(規程の変更)

第5条 この規程の変更は、評議員会において、評議員の過半数が主席しその過半数をもって決議するものとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和2年4月1日から施行する。